



フレッシュ生衛信州 令和5年11月号

クリーニング師研修・業務従事者講習を開催しました

今年度のクリーニング師研修及び業務従事者講習を、9月29日(金)松本市勤労者福祉センター、10月13日(金)伊那商工会館(伊那市)、10月20日(金)小諸市市民交流センター、10月29日(日)ホテル信濃路(長野市)の4会場で開催しました。(写真は伊那会場)

この研修・講習は、クリーニング業法に基づきクリーニング師等に3年に一度受講が義務付けられているもので、令和4年度から令和6年度までが第12クールです。

4会場の合計で、クリーニング師49名、クリーニング業務従事者89名が受講されました。研修(講習)内容は「衛生法規及び公衆衛生」「繊維及び繊維製品」「洗濯物の処理」「洗濯物の受取・保管・引渡し」の4科目で、受講された皆さんからは、「多くの知識を得ることができた。今後の業務に役立てたい」「受取・保管・引渡しについて、とても参考になった」「お客様から苦情があったとき、学んだことを解決に役立てたい」などの声が寄せられました。

研修2型(通信制)については、クリーニング師32名、クリーニング業務従事者68名が受講されました。

研修を修了された方には、修了証書、研修修了済ステッカーが交付されました。

生活衛生関係営業者への支援について、県へ要望書を提出しました

10月26日、長野県庁で、生活衛生関係営業者への支援についての県知事への要望書を、長野県生活衛生同業組合連合会宮下会長から、高池県健康福祉部次長に提出しました。

生活衛生関係営業者は、大半が小規模な事業者であり新型コロナウイルス感染症の影響が回復しきらない中、電気やガス、食料品価格等の物価高騰の影響を受け、経営環境がますます厳しいものとなっています。

こうした状況を受け、県に対して国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用などにより、生活衛生関係事業者への支援施策を実施されるよう要請しました。

当日、連合会からは、宮下会長はじめ長野県生活衛生同業組合の8組合の理事長が出席。エネルギー価格の高騰が収益を一層圧迫している状況や、生活衛生業が直面している様々な課題について説明、県と活発な意見交換を行いました。



「消費者と生活衛生業の懇談会」「標準営業約款推進協議会」を開催しました

10月26日、長野市のホテル国際21で、「消費者と生活衛生業の懇談会」を開催しました。昨年度、長野県消費生活センター及び当指導センターに寄せられた生活衛生業に係る相談内容について説明があった後、消費者団体の皆様と生衛組合の理事長が意見交換。生衛組合の役割や消費者サービスの向上、消費者側への要望などについて、熱心な議論が交わされました。

続いて「標準営業約款推進長野県協議会」を開催。標準営業約款（Sマーク）の登録数は、減少傾向が続いているものの、本県が全国第1位の1,282件（令和5年3月末）となっていることが紹介され、制度の現状や課題について様々な意見が出されました。



生衛組合事務局担当者会議を開催しました

10月5日、長野市のホテル国際21で、生衛組合事務局担当者会議を開催しました。融資の関係では、日本政策金融公庫長野支店の奥間融資課長から、コロナ関連貸付の融資後の状況、創業支援、事業承継マッチング支援などについて説明をいただきました。指導センターからは衛経融資の利用状況や、利用に当たっての留意点を説明しました。

県食品・生活衛生課の上嶋生活衛生係長からは、物価高騰に対する県の施策や、生活衛生業に係る法改正の内容などについて説明がありました。

生衛組合の活性化に向け、指導センターからは、組合員が増加した全国の組合における取組事例を紹介しました。

その後、各組合が融資の利用状況や景況などについて情報交換。組合員の高齢化、役員の手不足など様々な課題について意見交換が行われました。



11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び都道府県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体と連携して、組合加入促進や生衛組合の周知広報、組合活動活性化のための取組を重点的に展開しています。令和5年度は、推進月間の創設から10年目の節目の年です。

各組合は、11月を中心に、広報啓発活動や組合加入勧奨活動、衛生管理セミナーなどを実施します。長野県生活衛生営業指導センターでは、広報事業や、新規開業店舗等に対して組合加入を呼びかけるダイレクトメールの送付などを行います。



センター専門相談窓口をご利用ください

長野県生活衛生営業指導センターでは、新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けている生活衛生営業者の皆様からの幅広い相談に、ワンストップで対応できる専門相談窓口を開設しています。（生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業）

1 個別相談の実施内容

専門家（中小企業診断士・社会保険労務士・税理士・弁護士・行政書士）及び経営指導員が相談に応じます。相談は無料です。

- 相談内容**
- ①国の支援施策の利用・申請
 - ②県・市等支援施策の利用・申請
 - ③生活衛生貸付等融資の利用
 - ④コロナ禍における経営相談等

- 相談場所**
- ①長野県生活衛生営業指導センター（長野市妻科）
 - ②営業店舗等 ※専門家を派遣します



2 実施期間

令和5年12月28日まで（平日 10:00～16:30）

3 申込方法

[「無料相談申込書」](#)（4月号最終ページに掲載）をFAX送信（または、電話・メールで連絡）してください。センターで相談内容を確認し、専門家との日程調整などを行います。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

令和5年11月の行事予定

経営特別相談員研修会

11月15日（水） 13:00～16:20 ホテル国際 21（長野市）

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

[一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会]

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp